# ANOR ニュースレター By KORRA(韓国有機性資源協会) NO. 2 (2004年7月5日)

#### 1. KORRA 2 0 0 4 年春季セミナー

このシンポジュームは4月23日、ソール市のソール発展研究所で開催された。

KORRA と環境管理協会が主催し、タイトルは韓国に於ける有機性資源循環利用の新・将来の技術であった。

このシンポジュームでは、様様な規模の企業及び政府機関の開発した技術が紹介された。 新しい環境技術の改訂評価システムが環境政策の評価研究機関の一つである、環境管理協 会(EMC)によって紹介された。

ENCより新環境技術として、最近、認証を得た9事業に関して、環境関連の新技術の理論と経過が話された。

## 2. 環境記念日の国際セミナー

環境記念日の2004年6月4日に、国立環境研究所(NIER)で国際セミナーが開催された

セミナーの議題は、資源循環社会の為の廃棄物管理の現状と将来の見通しであった。 国内外の賓客及び環境大臣を含む約450名の方が参加された。

資源循環社会の為の廃棄物管理政策、プラスチック及び有機性廃棄物の循環利用技術の 現状、拡大生産者責任システム(EPR)、新埋め立て土地利用技術及び焼却、溶解技術の現 状等が話された。

#### 3. アジア廃棄物ネットワークの2004年会議

第4回目の同会議が、2004年6月21日から24日にかけて4日間、韓国のごみゼロ 運動の一環として、ソール市で開催された。

韓国廃棄物運動ネットワーク (WNA) と韓国で最も知られた NGO の一つが主催し、環境省が後援し、300名を超える国内と14カ国からの62名の方が参加された。

アジア各地に於けるごみゼロ運動、拡大生産者責任システム、各国のリサイクルシステム 及び廃棄物減量化の事例等が、討議された。

## 4. 有機性汚泥の直接埋め立て禁止の現状

- 40%以上の有機物を含む汚泥の直接埋めたての禁止が、廃棄物管理法に記載された。
- 第1表に示す通り、1日当たり2,000㎡を超える汚泥の埋め立ては、2003年7月1日以来禁止された。

又700 m³から2, 000 m³の汚泥は、2005年1月1日から埋め立てが禁止される。

# 第一表 有機性廃棄物の埋め立て禁止法の適用時期と適用施設

時期	2003.7.1	2005. 1.
施設	·終末汚水処理場	·畜産汚水処理場
	·終末汚泥処理場	・尿処理場
	·汚水処理排水場	·汚水処理排水場
	(汚水2,000㎡以上)	(700㎡から2, 000㎡迄)

- この禁止法は、主に陸上での処理を推進する為に立法化されたが、適切な施設が無い 為に、多くの汚泥が海上投棄されて来た。
- 全ての汚泥の海上投棄が禁止された時に、起きる問題を軽減する為に、海上投棄に関する3つのレベルの基準が討議されて来た。
- 1. 高レベル基準: 全ての有害廃棄物は、原則として、海上投棄は禁止される。
- 2. 中間レベル基準: 陸上での適切なシステムが稼動するまでの、ある期間、海上投棄は許される。
- 3. 低レベル基準: 海上投棄に適するある種の汚泥は、海上投棄は許される。
- 5. 食品廃棄物の埋め立ての禁止とリサイクリング政策
- 廃棄物法に記載の通り、食品廃棄物は2005年1月1日より、埋め立て禁止される。
- この法律は、全ての市、市以上の行政組織に適用され、それ以下の地方組織はこの法 律に従う事を薦められる。現に、80%以上の地域が食品廃棄物のリサイクリングを 行っている。
- 本法に拘わる多くの食品廃棄物は、家庭及びレストラントからのごみで、食品工場からのごみは、動物、およびプラント由来のごみと同様に、別に規制される。
- 一日当たりの食品廃棄物の量は、一人当たり 0. 23キログラムで、この 63%が現在リサイクルしている。
- 6. 有機性廃棄物の統合された管理システムの構築に関する研究
- 政府の有機性廃棄物の管理システムは、システムが政府の部門毎に異なり、同じ有機 性廃棄物に関して、異なった又重複したリサイクルプランがあり、理論的でなく非効 率であり、国家財政を無駄に費やしている。
- この無駄の多い構造を改め、管理されたシステムを作る為の研究が、昨年より始まった。この研究で、韓国中の全ての有機性廃棄物が徹底して分析される。
- 最初の年の研究で、昨年70百万トンのごみが発生した事が分かった。 次年度の研究は、有機性廃棄物の合理的な処理とリサイクルの方法を見出す事に焦点を当 てて居り又、適切な廃棄物管理の為に、政府の各部門の適切な役割分担が討議される。